

甲斐市再生可能エネルギー電力導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、温室効果ガス排出量の削減を図り、脱炭素社会の実現に寄与するため、住宅の電力供給契約を従来電力から再エネ100電力に切り替えた者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、甲斐市補助金等交付規則（平成16年甲斐市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再エネ100電力 小売電気事業者から購入する電力のうち太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等の再生可能エネルギー源によって発電された電力であって、再生可能エネルギー由来の電力（再生可能エネルギー指定の非化石証書等の使用により、実質的に再生可能エネルギーとなる電力をいう。）の割合が1年間の総電力供給量の100パーセントであるものをいう。
- (2) 住宅 居住の用に供する市内の建築物をいう。
- (3) 従来電力 再エネ100電力以外の電力をいう。
- (4) 小売電気事業者 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。
- (5) 供給地点特定番号 電気の使用場所を特定するために設定されている全国共通の22桁の番号をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者となる者は、住宅の電力供給契約を令和8年4月1日以後に従来電力から再エネ100電力に切り替えた者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市の住民基本台帳に記録された者
- (2) 住宅の供給地点特定番号における電力供給契約を行っている者
- (3) 市税等を滞納していない者
- (4) 甲斐市暴力団排除条例（平成27年甲斐市条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1申請当たり2万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、甲斐市再生可能エネルギー電力導入補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、再エネ100電力への切替日から起算して1年を経過する日までの間に、市長に提出しなければならない。

- (1) 再エネ100電力の契約が確認できる書類の写し
- (2) 再エネ100電力切替え前1か月分の電力請求明細書の写し及び切替え後の直近3か月分の電力請求明細書の写し
- (3) 契約住所及び供給地点特定番号が分かるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、甲斐市再生可能エネルギー電力導入補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者が指定する口座への振込により、補助金を交付するものとする。

3 申請者は、交付決定日から起算して1年以上再エネ100電力の供給契約を継続しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、前条の規定による通知を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 規則及びこの告示の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定の取消しを行ったときは、甲斐市再生可能エネルギー電力導入補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（状況調査）

第8条 市長は、必要があると認めたときは、補助金の交付決定をした電力供給契約の状況調査を行うことができる。

（省エネ・節電活動への取組）

第9条 申請者は、省エネ・節電活動に努めるものとする。

（調査協力）

第10条 申請者は、市が実施する省エネ・節電活動に関する調査に協力するものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（令和8年3月25日告示第35号）
（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和11年3月31日限り効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

甲斐市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号
(日中に連絡可能な番号)

甲斐市再生可能エネルギー電力導入補助金交付申請書兼請求書

甲斐市再生可能エネルギー電力導入補助金の交付を受けたいので、甲斐市再生可能エネルギー電力導入補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請及び請求します。

1 電力契約の概要

契約電力使用場所	<input type="checkbox"/> ←申請者住所と同じの場合は左にチェック 〒 ー 甲斐市
供給地点特定番号 ※「電気ご使用量のお知らせ」又は請求書で確認できます。	(22桁の番号を記載)
契約事業者名	
契約電力メニュー の名称	

2 交付申請金額

申請金額	円
------	---

3 補助金の振込先口座

金融機関名		本支店名	
種 別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

4 添付書類

- (1) 再エネ100電力の契約が確認できる書類の写し
- (2) 再エネ100電力切替え前1か月分の電力請求明細書の写し及び切替え後の直近3か月分の電力請求明細書の写し
- (3) 契約住所及び供給地点特定番号（電気の使用場所を特定するために設定されている全国共通の22桁の番号）が分かるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

【同意欄】（チェック欄（□）にレを記入してください。）

私は、以下の全ての事項について同意します。

- (1) 甲斐市再生可能エネルギー電力導入補助金交付要綱の内容を了承しました。
- (2) 住宅の電力供給契約を再エネ 100 電力へ切り替えています。
- (3) 補助金の交付決定を受けた日から、1年以内に従来電力に切り替えた場合は、速やかに連絡し、補助金を返還いたします。
- (4) 住民登録の有無及び市税の納税状況について、補助金の認定に必要な範囲で市が確認することに同意します。
- (5) 市税の滞納はしていません。
- (6) 甲斐市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員等に該当しません。
- (7) 申請内容と誓約事項等に虚偽があった場合や、交付の決定の内容に違反することが判明した場合は補助金を返還します。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

甲斐市長



甲斐市再生可能エネルギー電力導入補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった甲斐市再生可能エネルギー電力導入補助金について、次のとおり決定したので、甲斐市再生可能エネルギー電力導入補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

交 付

交付決定額 円

不交付

不交付の理由

様式第3号（第7条関係）

第 年 月 日
第 年 月 日

様

甲斐市長



甲斐市再生可能エネルギー電力導入補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した甲斐市再生可能エネルギー電力導入補助金について、次のとおり取り消したので、甲斐市再生可能エネルギー電力導入補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

取消金額	円
取消理由	